

(別表)

身体障害者手帳						
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害)			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢 機能	●	●			
	移動 機能	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

○は、障害者の方が運転する場合に限ります。

精神障害者保健福祉手帳(判定が有効期限内のもの)	
障害等級が1級の方のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)又は医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のために通院をしている方。	
療育手帳(判定が有効期限内のもの)	
判定が 最重度 (A) 又は 重度 A	

戦傷病者手帳										
障害の区分	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	第4 項症	第5 項症	第6 項症	第1 款症	第2 款症	第3 款症
視覚障害	●	●	●	●	●					
聴覚障害	●	●	●	●	●					
平衡機能障害	●	●	●	●	●					
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく障害)	●	●	●							
上肢障害	●	●	●	●						
下肢障害	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能障害	●	●	●	●						
じん臓機能障害	●	●	●	●						
呼吸器機能障害	●	●	●	●						
ぼうこう又は直腸機能障害	●	●	●	●						
小腸機能障害	●	●	●	●						

※等級欄の記載について

旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

※障害名が、2つ以上ある場合には、手帳に記載されている総合の等級ではなく、個々の障害の等級で判断します。

ただし、障害が同一部位の場合は総合等級で判断します。

(例えば、総合等級が下肢不自由5級で、個々の障害が右股関節7級、右足指7級の場合は該当します。)